

とちぎ広域消防事務組合職員の諸手当等に関する条例施行規則

〔平成28年3月18日〕
規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、とちぎ広域消防事務組合職員の諸手当等に関する条例（平成28年条例第6号。以下「諸手当条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住するための住宅から除く住宅等)

第2条 諸手当条例第2条に規定する規則で定める住宅とは、国又は他の地方公共団体等から貸与される職員宿舍とし、権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものとは、単身赴任手当の支給を受ける配偶者のいない職員が、その支給要件に係る満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するため単身赴任直前の住宅を借り受け、その家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている場合とする。

(住居手当の支給に係る届出)

第3条 新たに諸手当条例第2条に規定する職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届（様式第1号）により、その居住の実情を速やかに組合長に届け出なければならない。

2 諸手当条例第2条に規定する職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の例により届け出なければならない。

(1) 任命権者を異にして異動した場合

(2) 諸手当条例第2条に規定する住居手当（以下「住居手当」という。）の支給を受けている職員の配偶者が居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合

(3) 諸手当条例第2条に規定する職員でなくなった場合

(住居手当の支給に係る確認及び決定)

第4条 組合長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が諸手当条例第2条に規定する職員たる要件を具備するときはその者に支給すべき住居手当の月額を決定し、若しくは改定しなければならない。

(住居手当の支給に係る家賃の算定基準)

第5条 第3条の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でない場合における家賃の額に相当する額は、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

(2) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(住居手当の支給の始期及び終期)

第6条 住居手当の支給は、職員が新たに諸手当条例第2条に規定する職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日

を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

3 第1項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
（住居手当に係る事後の確認）

第7条 組合長は、現に住居手当を受けている職員が諸手当条例第2条に規定する職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

（通勤手当の支給に係る定義）

第8条 諸手当条例第3条及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務箇所との間を往復することをいう。

2 諸手当条例第3条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離及び第11条第5項に規定する自動車等を使用する距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

3 諸手当条例第3条第1項第2号の規則で定めるものは、自動車、原動機付の交通用具及び自転車とする。

（通勤手当の支給に係る届出）

第9条 職員は、新たに諸手当条例第3条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届（様式第2号）により、その通勤の実情を速やかに組合長に届け出なければならない。同条例同条同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

（1）任命権者を異にして異動した場合

（2）住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

2 職員は、前項第2号に掲げる諸手当条例第3条第1項の職員でなくなった場合には、前項の例により届け出なければならない。

（通勤手当の支給に係る確認及び決定）

第10条 組合長は、職員から前条の規定による届け出があったときは、その届け出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が諸手当条例第3条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改訂しなければならない。

（通勤手当の支給に係る運賃相当額の算出の基準等）

第11条 諸手当条例第3条第2項に規定する運賃の額に相当する額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃の額によるものとする。

2 前項の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

3 諸手当条例第3条第2項に相当する運賃の額に相当する額は、次の各号による額の総

額とする。

- (1) 交通機関が定期券を発行している場合は、当該交通機関の利用区間に係る1か月分の運賃の額に相当する額。ただし、交替制勤務に従事する職員及び短時間勤務職員(以下「交替制勤務者等」という。)で、平均1か月当たりの通勤所要回数 of 少ないものについて、その額が第3号の場合による額を超えるときは、同号の場合による額とする。
- (2) 交通機関が定期券を発行している場合で、前号本文の規定により得られる額が、次号の規定によるものとした場合に得られることとなる額を超えるときは、前号本文の規定にかかわらず、次号の場合による額とする。
- (3) 交通機関が定期券を発行していない場合は、当該交通機関の利用区間についての通勤21回分(交替制勤務者等にあつては、平均1か月当たりの通勤所要回数分)の運賃の額であつて、最も低額となるもの
- (4) 前項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路の交通機関について、第1号又は第3号による額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

4 諸手当条例第3条第2項第2号の規則で定める職員は、平均1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、100分の50とする。

5 諸手当条例第3条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の月額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 諸手当条例第3条第1項第3号に掲げる職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等を使用する距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 運賃相当額及び諸手当条例第3条第2項第2号に掲げる額の合計額
- (2) 諸手当条例第3条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃相当額が同条第2項第2号に掲げる額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 諸手当条例第3条第2項第1号に掲げる額
- (3) 諸手当条例第3条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃相当額が同条第2項第2号に掲げる額未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 諸手当条例第3条第2項第2号に掲げる額

(通勤手当の支給に係る高速道路の利用の基準等)

第12条 諸手当条例第3条第3項の規則で定める基準は、通常通勤の経路及び方法による場合には勤務箇所を異にする異動又は通勤する勤務箇所の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員のうち、高速道路を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が概ね60キロメートル以上又は通勤時間が概ね90分以上であるもので、かつ、高速道路の利用により通勤時間が概ね30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると組合長が認めるものであることとする。

2 高速道路に係る通勤手当の額は、利用料金、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる高速道路を利用する場合における通勤の経路により算出するものとする。

- 3 第11条第2項の規定は、高速道路に係る通勤手当の額の算出について準用する。
- 4 諸手当条例第3条第3項第1号に規定する通勤に要する料金は、次項に該当する場合を除くほか、利用する交通の用具に係る当該高速道路の料金を基礎として第11条第3項第3号の規定による算出方法に準じて算出した額（当該額が道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する小型自動車で四輪以上の自動車を使用して当該高速道路を利用するとした場合に算出した額を超えるときはその算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）とする。
- 5 第3項に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、前項に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- （通勤手当の支給の始期及び終期）

第13条 通勤手当の支給は、職員に新たに同条同項の職員たる要件を具備するに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第9条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（通勤手当が支給できない場合）

第14条 諸手当条例第3条第1項の要件を具備する職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給することができない。

（通勤手当の支給に係る事後の確認）

第15条 組合長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が諸手当条例第3条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の月額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により随時確認するものとする。

（単身赴任手当のやむを得ない事情）

第16条 諸手当条例第4条第1項の規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- （1）配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- （2）配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- （3）配偶者が引き続き就業すること。
- （4）配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（第2条に定めるこれに準ずる住宅を含

む。)を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

(5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

(単身赴任手当の基準)

第17条 諸手当条例第4条第1項本文及びただし書の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 組合長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。

(2) 組合長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(単身赴任手当の加算額等)

第18条 諸手当条例第4条第2項の規則で定める距離は、100キロメートルとする。

2 前項の距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて行うものとする。

3 諸手当条例第4条第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円

(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円

(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円

(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円

(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円

(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円

(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円

(8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円

(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円

(10) 2,500キロメートル以上 70,000円

(単身赴任手当の支給の調整)

第19条 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

(単身赴任手当の支給の始期及び終期)

第20条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに諸手当条例第4条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、単身赴任届の提出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、当該届を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する、前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(特殊勤務手当の支給)

第21条 諸手当条例第5条第2項に規定する特殊勤手当の支給は、当月分を翌月に行うも

のとする。ただし、特別の事情がある場合は、組合長の承認を得て別の取扱いをすることができる。

2 特殊勤務手当は、特殊勤務手当実績簿兼整理簿（様式第3号）に基づき支給する。ただし、月額をもって支給する特殊勤務手当については、この限りでない。

3 前項に定める特殊勤務手当実績簿兼整理簿は、任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）がこれを作成し、保管しなければならない。

（夜間勤務手当の支給）

第22条 諸手当条例第6条第1項に規定する夜間勤務手当は、休憩時間及び睡眠時間を除く実働時間に対して支給する。

2 夜間勤務は、夜間勤務命令簿（様式第4号）によって任命権者がこれを命ずる。

3 夜間勤務手当の支給は、当月分を翌月に行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、組合長の承認を得て別の取扱いをすることができる。

（委任）

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則（平成28年3月18日）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日に施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、職員の特務手当に関する規則（昭和60年北十勝消防事務組合規則第3号）、南十勝消防事務組合職員特務手当支給規則（平成23年南十勝消防事務組合規則第7号）、及び池北三町行政事務組合職員の特務手当に関する規則（昭和52年池北三町行政事務組合規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、施行日においてそれぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第1号（第3条関係）

住 居 届

様

所属長印

とかち広域消防事務組合職員の諸手当等に関する条例施行規則第3条の規定に基づき、居住の実情等を届け出ます。

(年 月 日提出)

| | | | |
|--|---|-------|-----------------------|
| 所 属 | | 職 氏 名 | 印 |
| 届 出 の 理 由 | <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更 <input type="checkbox"/> 支給要件の喪失(理由:) <input type="checkbox"/> その他() | | (届出の理由が生じた日) 年 月 日 |
| 契 約 日 | 年 月 日 | 入 居 日 | 年 月 日 |
| 住 宅 の 所 在 地 | | | |
| 住 宅 の 種 類 | <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 間借 <input type="checkbox"/> 下宿 <input type="checkbox"/> 職員住宅 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 住 宅 の 所 有 者 | (続柄等:) | | 住所 |
| 住 宅 の 貸 主 | (続柄等:) | | 住所 |
| 住 宅 の 借 主 | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族(続柄:) <input type="checkbox"/> その他() ※ 共同名義人が <input type="checkbox"/> いる(続柄又は間柄:) <input type="checkbox"/> いない | | |
| 家 賃 等 | 月額 円 (年 月 日から) ※ 家賃等に <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている | | |
| 配 偶 者 の 状 況 | <input type="checkbox"/> 配偶者なし <input type="checkbox"/> 配偶者あり(<input type="checkbox"/> 組合職員以外 <input type="checkbox"/> 組合職員[氏名:]) 配偶者が住居手当等を <input type="checkbox"/> 受け取っている (円) <input type="checkbox"/> 受け取っていない ※ 配偶者(配偶者が市職員である場合を除く。)が住居手当等を受け取っている場合は、その金額を確認できる書類を添付すること。 | | |
| 添 付 書 類 | <input type="checkbox"/> 契約書の写し <input type="checkbox"/> 家賃等の領収書の写し <input type="checkbox"/> その他() | | |
| 単 身 赴 任 手 当 | <input type="checkbox"/> 支給されている <input type="checkbox"/> 支給されていない | | |
| (留意事項) | | | |
| ・ <input type="checkbox"/> には、該当する箇所にそれぞれ <input checked="" type="checkbox"/> 印を記入すること。 ・ 扶養親族とは、扶養手当の支給を受けるため、扶養親族の届出がされている者をいう。 | | | |

(消防局総務課 使用欄)

| | | | | | |
|-------|-------|-------|--------------|--------|----|
| 受 理 日 | 年 月 日 | 支 給 額 | 円(平成 年 月分から) | | |
| 課 長 | 補 佐 | 係 長 | 係 | 備考 < > | |
| | | | | → | |
| | | | | 氏名・住所 | 通勤 |
| | | | | 世帯 | 共済 |

様式第2号（第9条関係）
（表）

| |
|------|
| 所属課長 |
| |

通 勤 届

| | | | | | | |
|---|---|--|----------|------------------|---------------------------|--------|
| 様 | 平成 年 月 日提出 | 主たる届出理由 | | | | |
| 所 属 (勤務箇所) | | <input type="checkbox"/> 新規（異動の場合を含む。） <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 通勤の経路の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 | | | | |
| 所在地 | | | | | | |
| 職 名 | 氏 名 | 上記の理由の発生日 | | | | |
| 住 居 | | | | | | |
| とちち広域消防事務組合職員の諸手当等に関する条例施行規則第9条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。 | | | | | | |
| 通勤手段の実態 | 徒歩、JR鉄道、バス、自転車、自家用車、その他（ ） | | | | | |
| 片道距離 (最短経路) | 2 km未満、2 km以上、5 km以上、10 km以上、 15 km以上、20 km以上、25 km以上、30 km以上、 | 所要時間概算 | 分 | | | |
| 勤務地の状況 (とちち広域消防局から勤務地までの直線距離) | 20 km未満、20 km以上 | | | | | |
| 通 勤 手 当 の 算 定 欄 | | | | | | |
| 通勤手当の月額 | 順路 | 通 勤 区 間 | | 運賃等相当額 の算出の基準 | 回数券の場合 一か月の平均 使用枚数等 | 運賃相当額等 |
| | | 交通機関の名称 | 利用区間等 | | | |
| | 1 | | から まで | 定期券 回数券 | 枚 | 円 |
| | | | から まで | 定期券 回数券 | 枚 | 円 |
| | | | | ※ 支給額 | 円 | |
| ※ 支給の始期終期等 | | | | | | |
| 年 月 日 開始 改定 終了 | | | | | | |
| 摘 要 | | | | | | |
| 記入上の注意 | | | | | | |
| 1 「主たる届出理由」欄には、この届を行う主たる原因の一のみについて□の中にレを付すこと。 | | | | | | |
| 2 「通勤手段の実態」、「片道距離」、「勤務地の状況」、「運賃等相当額の算出の基準」欄には該当箇所に○を記入すること。 | | | | | | |
| 3 ※印欄は記入しないこと。 | | | | | | |

特殊勤務手当実績簿兼整理簿

| 年度 月分 | | 所属 | | | 職氏名 | | |
|-------|--------|------|------|------|-----|-----|------|
| 所属長印 | 監督責任者印 | 従事月日 | 従事内容 | 従事時間 | | 手当額 | 従事者印 |
| | | 月 日 | | 時 | 分から | 円 | |
| | | 月 日 | | 時 | 分まで | 円 | |
| | | 月 日 | | 時 | 分から | 円 | |
| | | 月 日 | | 時 | 分まで | 円 | |
| | | 月 日 | | 時 | 分から | 円 | |
| | | 月 日 | | 時 | 分まで | 円 | |
| | | 月 日 | | 時 | 分から | 円 | |
| | | 月 日 | | 時 | 分まで | 円 | |
| | | 月 日 | | 時 | 分から | 円 | |
| | | 月 日 | | 時 | 分まで | 円 | |
| | | 月 日 | | 時 | 分から | 円 | |
| | | 月 日 | | 時 | 分まで | 円 | |
| | | 月 日 | | 時 | 分から | 円 | |
| | | 月 日 | | 時 | 分まで | 円 | |
| | | 月 日 | | 時 | 分から | 円 | |
| | | 月 日 | | 時 | 分まで | 円 | |
| | | 月 日 | | 時 | 分から | 円 | |
| | | 月 日 | | 時 | 分まで | 円 | |
| | | 月 日 | | 時 | 分から | 円 | |
| | | 月 日 | | 時 | 分まで | 円 | |
| | | 月 日 | | 時 | 分から | 円 | |
| | | 月 日 | | 時 | 分まで | 円 | |
| 計 | | 日 | | | | 円 | |

様式第4号（第22条関係）

| 夜間勤務命令簿 | | | | 所 属 | | 命 令 | | 日 | 業 務 内 容 | 受令 印 | 命 令 時 間 $\frac{25}{100}$ | | | 確認 印 | 備考 |
|---------|----|---------|---------|--------------------------|---|-------|---------|----|---------|---------|--------------------------|---|-----|---------|----|
| 月 分 | | | | 職 氏 名 | | 所 属 長 | | | | | 自 | 至 | 時 間 | | |
| 命 令 | 日 | 業 務 内 容 | 受令 印 | 命 令 時 間 $\frac{25}{100}$ | | | 確認 印 | 備考 | 16 | | | | | | |
| 所属長 | | | | 自 | 至 | 時 間 | | | | | | | | | |
| | 1 | | | | | | | | 18 | | | | | | |
| | 2 | | | | | | | | 19 | | | | | | |
| | 3 | | | | | | | | 20 | | | | | | |
| | 4 | | | | | | | | 21 | | | | | | |
| | 5 | | | | | | | | 22 | | | | | | |
| | 6 | | | | | | | | 23 | | | | | | |
| | 7 | | | | | | | | 24 | | | | | | |
| | 8 | | | | | | | | 25 | | | | | | |
| | 9 | | | | | | | | 26 | | | | | | |
| | 10 | | | | | | | | 27 | | | | | | |
| | 11 | | | | | | | | 28 | | | | | | |
| | 12 | | | | | | | | 29 | | | | | | |
| | 13 | | | | | | | | 30 | | | | | | |
| | 14 | | | | | | | | 31 | | | | | | |
| | 15 | | | | | | | | 小 計 | | | | | | |
| 小 計 | | | | | | | | | 合 計 | | | | | | |